

起業の誘発

◆事業の目的

地域コミュニティの活性化を推進するため、ビジネスの手法を活用して地域の課題を解決していくコミュニティ・ビジネス、地域の縁がわを拠点とする起業化モデル、地域に「しごと」の場をつくる取組みなど、新しい生活様式に対応する起業に向けた取組みを支援します。

◆補助対象事業

地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、新しい生活様式に対応する起業に向けた取組み。

【留意点】

(1) 補助対象事業は、次のような取組みであることが必要です。

- ・地域の関係者（住民組織や事業を実施するうえで連携が必要な団体等）の意思を反映する、又は理解を得る手続きがとられていること
- ・事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている、又は得る予定であること

◆事業実施者

●地域団体等

例：地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産関係団体、地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

補助種別	補助率	補助上限
ソフト事業	補助対象経費の3/4以内	5,000千円
ハード事業	補助対象経費の1/2以内	

ICT（情報通信技術）を活用する場合は、1,000千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がICT活用経費のみである場合も対象となります）。〔計算方法はP17を参照〕

◆補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

【参考：ICT活用にかかる補助対象経費例】

- ・情報システム開発費
- ・ソフトウェア購入費
- ・ICT利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・出資、出捐、貸付に要する経費
- ・土地の取得、賃借、補償に要する経費
- ・建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- ・備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- ・その他、知事が不適当と認める経費

【留意点】

- ・登記、登録等を必要とする備品の取得は、法人格を有する団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

◆審査の視点

- (1) 地域課題や住民ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
- (2) 円滑な事業の実施が見込めるか（実施体制、地域の合意、必要な許認可の取得等）
- (3) 起業化に向けた展望があるか（商品・サービスの魅力、将来的な資金計画、採算性（投資額に見合う効果）、生産体制、販路・集客確保等）
- (4) 地域資源を生かした産業振興や雇用創出、収入向上につながるが見込めるか
- (5) 補助終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか
- (6) （高齢者が主体の場合）高齢者の生きがいにつながり、また、コミュニティ・ビジネスに参加する高齢者の広がりが期待できるか
- (7) 新型コロナウイルス感染による自粛等により停滞した地域の活性化や新しい生活様式に対応する事業であるか など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

- (1) 農業の地域資源を活用した取組み
 - ・規格外野菜を活用して農家や加工者の収入増につなげる加工販売の立上げに向けた試作品づくり
 - ・活用又は商品化されていない農業の素材を掘り起こして試作・開発を行う取組み
 - ・新たな農産物の産地化に向けた栽培技術の改善
- (2) 地域のしごとおこしの取組み
 - ・高齢者の知識や経験を生かして生きがいづくりや収入増につなげる体験型民泊やまち歩きガイドの実施
 - ・地域の交流拠点を兼ねる地産地消型コミュニティ・レストランの開業 など